

2008年3月26日

ニューファイナンス株式会社

代表取締役 新井 博雄 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

<連絡先>

〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31

OMMビル1階大阪府消費生活センター内

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

事務局 (担当 西島)

TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730

メール info@kc-s.or.jp

ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

申入書兼消費者契約法 41 条 1 項に基づく事前請求書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を迎えて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、また訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体、消費者問題に取り組む個人等によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

既に、平成20年2月1日付申入書にて申し入れておりますとおり、当団体において、貴社の「借用証書」を検討したところ、契約条項等について消費者契約法その他の法律に反し不当と思われる点があると判断しました。現在までのところ、上記申入書に対して貴社からはなんらご回答・ご連絡等を頂いておりません。したがって、当団体の判断に基づいて、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本申入書兼事前請求書を送付いたします。したがって、本書が到達したときから1週間を経過した後は、当団体は、貴社に対して消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご注意ください。

第1 請求の要旨

早期完済違約金（期限の利益喪失時の違約金を含む）について定める、貴社の借用証書の契約条項11項（下記）について

1 1. 貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部を償還することができるものとします。この場合は、償還する残元金に対する3パーセント違約金を負担します。又、第2項(期限の利益の喪失)により貸付金の全部を償還する場合も同様とします。

- (1) 貴社の借用証書契約条項1 1項第2文等、貸付金の最終弁済期日前に貸付金を全額返済する場合に、借主が、返済残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項の使用を停止することを求める。
- (2) 貴社の借用証書契約条項1 1項第3文等、期限の利益を喪失したことを理由に、借主に貸付金の残元金全部を直ちに返済すべき義務が発生した場合に、借主が、返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項の使用を停止することを求める。
- (3) 貴社の借用証書契約条項1 1項第2文および第3文等、上記(1)(2)に該当する契約条項を含む借用証書の用紙を廃棄することを求める。

第2 紛争の要点

貴社は、京都府下や滋賀県下等において消費者を対象とする貸金業を営んでいるところ、貴社と消費者との間の金銭消費貸借契約において、借主である消費者が、最終弁済期日前に完済する場合(期限の利益喪失によって残元金を一括返済する場合を含む)、弁済する残元金の3パーセントに相当する金員を早期完済違約金として支払わなければならないとする条項を使用しています。

しかしながら、当該条項は、借主である消費者に対して、本来民法136条に基づいて期限の利益を放棄できるにもかかわらずこれを著しく困難にする規定であるとともに、商法514条に比して消費者の義務を加重する規定であって、実質的には、貸付利率や早期完済の時期によって利息制限法や出資法にも違反する高利を消費者に負担させる契約条項であるから、民法1条2項(信義誠実の原則)に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項であって、消費者契約法10条により無効と判断されます。

貴社の早期完済違約金条項については、貴社がこれを消費者に対して使用した事案に関する、個別訴訟において既に当該条項を無効とする確定判決が存在します(京都地裁平成19年8月10日判決、原審亀岡簡易裁判所平成19年3月15日判決)。貴社は、当団体からの申入(裁判外の差止請求)に対しても一切回答をされず、今後も当該条項を消費者との契約において継続して使用されるおそれが高いことは明らかです。

したがって、当団体は、本書をもって、消費者契約法12条3項に基づき、早期完済違約金条項を内容とする金銭消費貸借契約の締結行為の差止及び同行為の予防措置について、請求の要旨記載のとおり請求します。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

京都地方裁判所

以 上